

4 退職互助事業の見直しに至る経緯

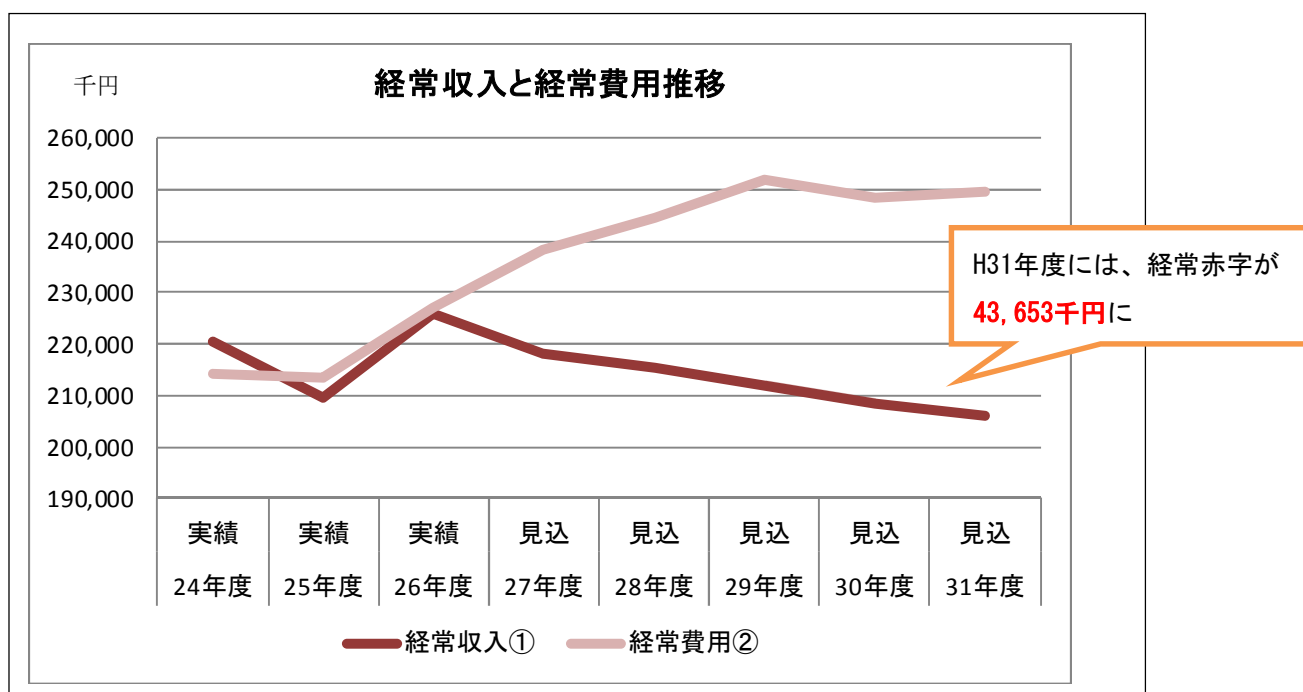
●H25年度決算から経常収支がマイナスへ (要因)

- ・公益法人制度改革のため、H25年度から一般財団法人へ移行したため、運用益に20%（平成28年1月からは15%）の課税 《収入減》
- ・市場利率の低迷→高利回りの長期債券が次々に満期償還し運用益激減 《収入減》
- ・退職互助会加入率の低下 《収入減》
- ・医療費補助金の増加（健康意識の高まりもあり、医療費増）《支出増》



現状のままでは、事業の継続が困難（収支バランスの適正化が喫緊の課題）

【現状のままいくと】



●見直しの手順

1 「退職互助事業アンケート」の実施

- ・平成27年2月、アンケートを実施
- ・年代・地区別に会員1,000名を抽出。回答率71.3%

《各事業の利用状況》

- ・ 医療費補助金 → 78% , ・長寿記念品 → 55% , ・人間ドック → 38%

《縮減案への賛成・反対》

縮減反対

- 1位 医療費補助金
- 2位 人間ドック
- 3位 死亡給付金

VS

縮減賛成

- 1位 会報年1回
- 2位 教育会館の利用補助
- 3位 福祉施設利用補助金

2 赤字解消のための試算（第一段階・アンケート縮減賛成上位を見直し試算）

- ①福祉施設利用補助金 : 1泊2,000円→1,000円
- ②教育会館の利用助成 : 廃止
- ③長寿記念品 : 古希（70歳）廃止
- ④退互だより : 年2回→1回

概算効果額
年間約 500万円

まだ、足りない！

3 赤字解消のための試算（第二段階・会費及び医療費補助金見直し）

会費の値上げのみで赤字を解消する場合

- 一律21%の引上げが必要（例：現行60歳 520,000円→630,000円）
- ☆赤字解消を今後の入会者に託す。入会率の低下に拍車をかけるおそれ

VS

医療費補助金の引下げのみで赤字を解消する場合

- 一律20%の引下げが必要（例：現行70歳未満 5割→4割）
- ☆会費の適正化をさらに先送り

会費・医療費補助金ともに同程度の負担になるように、試算

会費12%の値上げ

医療費9%の引下げ

+

給付割合は
減らしたくない

①の1 会費の一律12% （約7万円）の値上げ

- 50～55歳 →700,000円
- 56歳 →670,000円
- 57歳 →650,000円
- 58歳 →630,000円
- 59歳 →610,000円
- 60歳 →590,000円

①の2 会費を58万円 に固定（その他の条件を変 更）

- 加入年齢 50歳→55歳～
- 医療費補助金給付開始年齢
55歳→60歳～
- 死亡給付金
60歳未満 2万円→5万円

②医療費に、年間給付上限 額を設定

- 70歳未満→120,000円
- 70歳以上→ 38,000円
- ※影響率 6.8%（請求者年間
約5,000人に対して約340名）

《退職互助事業見直し案》

☆平成29年度より実施

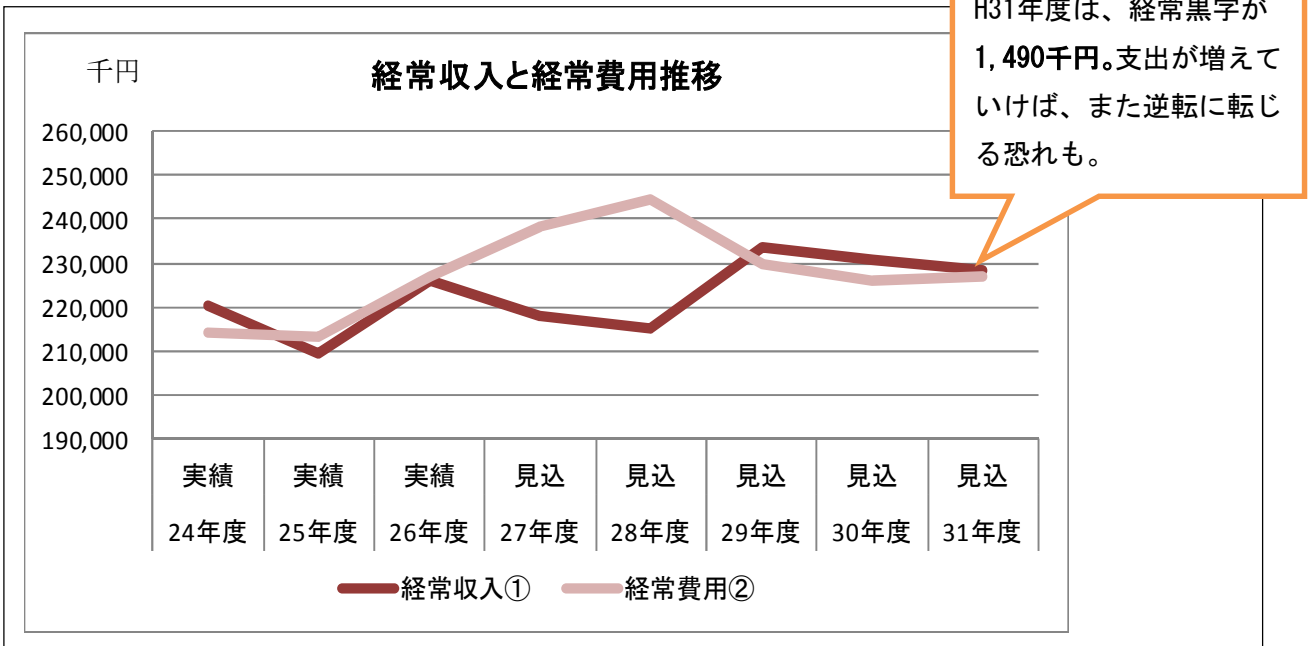
	現 行	《案1》 ①の1+②	《案2》 ①の2+②
入会資格	50歳以上	50歳以上	55歳以上
会費	加入年齢別に 520,000円～ 620,000円	加入年齢別に 590,000円～ 700,000円	一律 580,000円
医療費補助金 ・支給開始年齢	55歳	55歳	60歳
・給付割合	55歳以上70歳未満 → 5割 70歳以上 → およそ2割	55歳以上70歳未満 → 5割 70歳以上 → およそ2割	60歳以上70歳未満 → 5割 70歳以上 → およそ2割
・年間給付上限額	なし	70歳未満 → 120,000円 70歳以上 → 38,000円	70歳未満 → 120,000円 70歳以上 → 38,000円
人間ドック利用補助金	年度1回 10,000円	年度1回 10,000円	年度1回 10,000円
福祉施設利用補助金	1泊 2,000円	1泊 1,000円	1泊 1,000円
教育会館の利用	無料	廃止	廃止
各種あっせん事業	各種事業割引	各種事業割引	各種事業割引
長寿記念品の贈呈	古希・喜寿・米寿・ 白寿	喜寿・米寿・白寿 (古希なし)	喜寿・米寿・白寿 (古希なし)
死亡給付金	満55歳以上 → 20,000円 満55歳未満 → 50,000円	満55歳以上 → 20,000円 満55歳未満 → 50,000円	満60歳以上 → 20,000円 満60歳未満 → 50,000円
会報の配付	年2回配付	年1回配付	年1回配付

※現行と変わる部分を太字で示した。

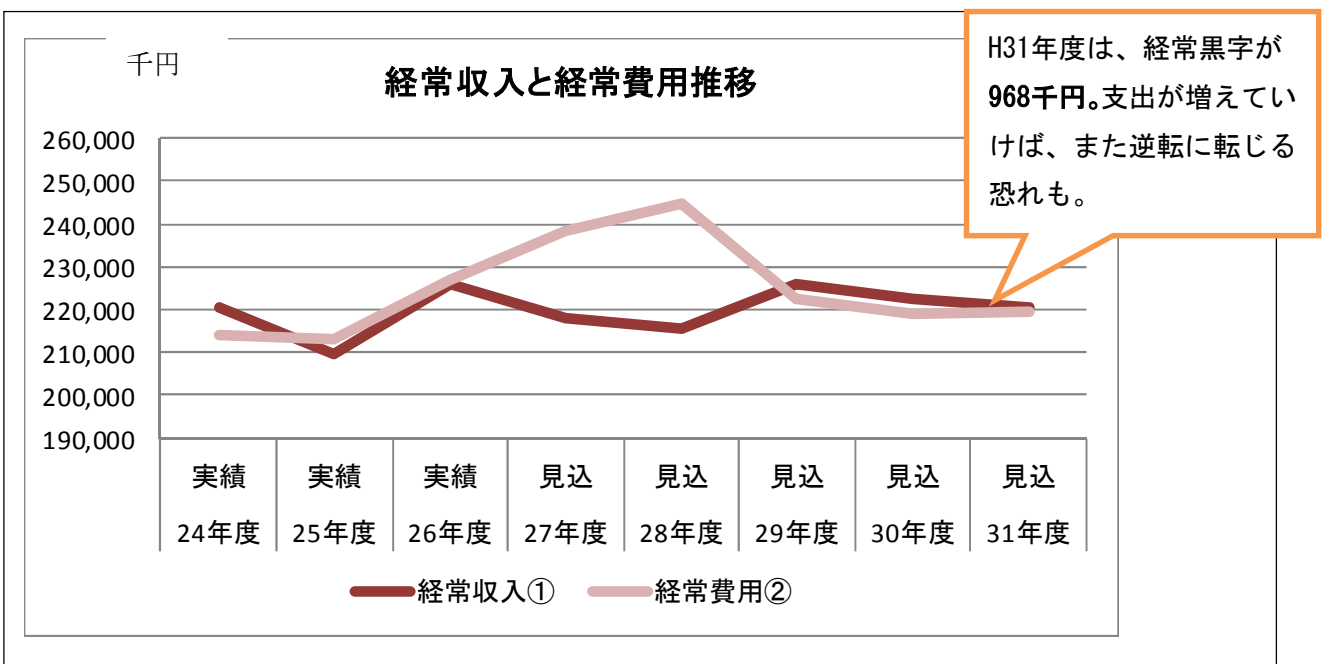
注1) 入会資格及び会費、医療費補助金の支給開始年齢、死亡給付金については、平成29年度の入会者からの適用とする。

注2) 医療費補助金の年間給付額の上限については、現会員も含め平成29年4月1日以降の受診分からカウントするものとする。（「年間」の考え方は、4～3月の年度単位）

【案1の効果】



【案2の効果】



- 会議の中で、下記の意見が出されたため、会議後、事務局で《案3》を作成し、各委員へ提示。3つの案について、各団体での検討を依頼。

- *会費を上げると入会者のメリットが減る。入会者が減るのでは？
- *退職手当も減っている、医療費の負担は増えている中で、会費を上げるのは忍びない。
- *医療費補助金の上限について、もっとゆるくしてほしい。
- *少数とはいっても、50歳以上の加入資格は残してほしい。
- *医療費補助金が多くかかっているのだから、給付割合を削減しなければならない。
- *2つの案では、どちらかの選択しかない。第3案がほしい。

《案3》 会費引上げ+医療費補助金給付割合の削減（70歳未満）
+医療費年間支給額に上限を設ける

- *加入年齢及び医療費補助金の給付開始年齢、死亡給付金は、現行通り
- *会費を30,000円ずつ値上げする
- *医療費補助金を給付割合の一部引下げ

70歳未満 5割→4.5割に削減

70歳以上 現行通り

- *医療費年間上限額を設ける 70歳未満→163,000円
70歳以上→ 51,000円

☆この案は、案1・案2に比べ、会費の値上げ幅が少ない。

しかし、医療費補助金の給付割合を70歳未満4割5分としたため、70歳未満のすべての会員に影響が出る。

●提案した3つの案と、各団体の検討結果

	現 行	案 1	案 2	案 3
入会資格	50歳以上	50歳以上	55歳以上	50歳以上
会費	加入年齢別に 520,000円～ 620,000円	加入年齢別に 590,000円～ 700,000円	一律 580,000円	加入年齢別に 550,000円～ 650,000円
医療費補助金 ・支給開始 年齢	55歳	55歳	60歳	55歳
・給付割合	70歳未満 → 5割 70歳以上 →おおよそ2割	70歳未満 → 5割 70歳以上 →おおよそ2割	60歳以上70歳未 満 → 5割 70歳以上 →おおよそ2割	70歳未満 → 4割5分 70歳以上 →おおよそ2割
・年間給付 上限額	なし	70歳未満 → 120,000円 70歳以上 → 38,000円	70歳未満 → 120,000円 70歳以上 → 38,000円	70歳未満 → 163,000円 70歳以上 → 51,000円
死亡給付金	満55歳以上 → 20,000円 満55歳未満 → 50,000円	満55歳以上 → 20,000円 満55歳未満 → 50,000円	満60歳以上 → 20,000円 満60歳未満 → 50,000円	満55歳以上 → 20,000円 満55歳未満 → 50,000円
各団体が 支持した案		・ 参与会 ※ 1 ・ 監事 ・ 高教組 ※ 2	・ 小中学校長会 ・ 千教組 ※ 3	・ 高校長協会 ・ 教育事務所 ・ 事務職員会

※ 1 案 1 の死亡給付金満55歳以上を半減して、会費の上げ幅をもっと少なく。

※ 2 案 1 を支持するが、会費の上げ幅をもっと少なくするために死亡給付金などを縮小。

※ 3 案 2 を支持するが、医療費補助金の給付開始年齢は会員になった時から。その分、死亡給付金を減らす。

《各団体からの意見が多かったもの》

- ・ 会費の上げ幅が大きいと入会者が減る恐れが高い。
- ・ 入会資格と医療費補助金の給付開始年齢は現行のままが良い。
- ・ 死亡給付金は、本人が受け取れるものではないので、減らしても良い。

上記の結果を勘案した最終案



案1をベースに、会費の上げ幅は緩やかに、死亡給付金を半減する案を提案

①事業の縮減 【平成29年4月より、全ての会員を対象】

5事業の廃止・縮減

事業名	廃止・縮減内容
福祉施設利用補助金	1泊2,000円の補助を、1,000円に削減
会員クラブ利用助成	廃止
長寿記念品	古希（70歳）の記念品を廃止
死亡給付金	満55歳以上20,000円の給付を10,000円に削減
事務費	年2回発行の退互だよりを年1回に削減

②会費の10%値上げ

【平成29年度加入の会員から適用。すでに加入されている会員には影響なし】

会費を加入年齢別に50,000円ずつ値上げ。

(単位：円)

加入年齢	50～55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
現・会費	620,000	600,000	580,000	560,000	540,000	520,000
引上げ後	670,000	650,000	630,000	610,000	590,000	570,000

③医療費補助金の年間給付限度額の設定

【平成29年4月より、全ての会員を対象】

医療費補助金が実質9%削減となるように上限額を設定。

☆1人あたり医療費補助金年間給付上限額

	上限額	上限対象者見込み	影響率
70歳未満	120,000円	170名	6.7%
70歳以上	38,000円	167名	6.5%

◎最終案の効果

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
経常収入①	218,076	215,312	230,131	226,993	224,727
受取会費	187,330	184,795	199,946	196,741	194,409
運用益	30,746	30,517	30,185	30,252	30,318
経常費用②	238,159	244,473	224,253	221,194	221,739
事業費	214,290	220,650	201,496	198,424	198,955
医療費補助金	180,399	187,032	176,623	173,759	174,651
人間ドック利用補助金	14,943	14,722	14,508	14,355	14,213
福祉施設利用補助金	2,041	2,016	1,018	1,007	996
会員クラブ利用助成	1,160	1,160	0	0	0
長寿記念品	6,409	6,125	3,809	4,329	4,092
死亡給付金	9,338	9,595	5,538	4,974	5,003
管理費	9,022	8,976	7,910	7,923	7,937
事務費	2,873	2,873	1,873	1,873	1,873
租税公課	6,149	6,103	6,037	6,050	6,064
人件費等	14,847	14,847	14,847	14,847	14,847
当期経常増減額①-②	△ 20,083	△ 29,161	5,878	5,799	2,988

